

一宮モーニング応援団に関する内規

一宮モーニング協議会

(目的)

第1条 一宮モーニング応援団（以下「応援団」という。）は、一宮モーニングという地域文化を普及するためのサポーター役として、一宮モーニングを広く浸透させることを目的に結成する。

(所属)

第2条 応援団は、一宮モーニング協議会（以下「本会」という。）に所属する。

(業務)

第3条 応援団は、次の業務に従事する。

- (1) 一宮モーニングの参加店舗を訪れ、お店の雰囲気やモーニングをモニタリングし、そこでの感想（お店の良いポイントを取り上げる。中傷等を行わない。）を SNS・動画配信サイト等情報媒体で発信（動画を投稿する前に、本会事務局が一度内容を確認する。）
- (2) 本会が主催する行事への参加
- (3) 一宮モーニングの広報を目的とした派遣内容であり、公的な活動として、会長が適当と認める行事への参加
- (4) 一宮モーニングの広報を目的とした派遣内容であり、主催団体等からの派遣申請書に基づき、会長が適当と認める行事への参加
- (5) その他会長が適当と認める行事への参加

(任期)

第4条 応援団の任期は、次のとおりとする。

- (1) 任期は、当該年度の10月1日より翌年9月30日までとする。
なお、新規加入の者の任期については、委嘱状を受け取った日より翌年9月30日までとする。
- (2) 継続を希望する者については、本会が認めた場合に限り1期毎の継続を認めるものとする。

(モニター費)

第5条 応援団が第3条第1号に掲げる業務に従事したときは、本会は、モニター費として、飲み物代（モーニング付き）2名分までを領収書と引き換えにて支払うものとする。但し、移動のための交通費の支給はしない。

応援団が第3条第2号、3号、4号、5号に掲げる業務に従事したときは、ボランティア（無償）として活動するものとするが、活動時間中に係る食事その他これに類するものは実費お支払いする。

(支給物)

第6条 応援団には次の物品等を支給する。

- (1) イベント時には法被をレンタルとして支給する。

(保険)

第7条 応援団が第3条に掲げる業務に従事する際、万一、事故に遭遇した場合の補償のため、本会は傷害保険に加入する。

(補償)

第8条 応援団が第3条に掲げる業務に従事する際、引率などのマネジメント業務を行う本会委員並びに一宮モーニング推進委員会委員に対して以下の金額を支払うものとする。

マネジメント料：引率者1人につき基本額として手取り額3,000円を支払う。

5時間を超え引率を行う場合には、応援団1人に対して追加額として手取り額1,000円を支払う。(源泉所得税等の税額については一宮商工会議所にて預かる。)なお、引率者については原則、応援団4名に付1人とする。

(物品の搬入、会長が認める止むを得ない事情がある場合にはこの限りではない。)

(取消し)

第9条 応援団に所属するもので、次の事項に当てはまるものについては、本会の判断により、即時本会との業務委嘱を解除、若しくは次年度の業務委嘱をしないこととする。

- (1) 本会並びに本会関係者に関する誹謗中傷、それに類する発信等を行ったもの。
- (2) その他本会が応援団に対して寄せた信頼に背反する行動をとったもの。
- (3) (1)(2)に掲げる行動を実行に移そうとしていると思われるもの。
- (4) 応援団が第3条第1号に掲げる業務に従事したとき、営利(広告等)を収受した場合。
- (5) 正当な理由なく、応援団としての活動に対し著しく消極的な態度を取り続けるもの。

(定員)

第10条 応援団の定員については、原則20名以内とする。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

付 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。